

<新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法について>

(公財) 全日本剣道連盟 第56回中央講習会(令和3年4月3日・4日実施)より抜粋

(公財) 全日本剣道連盟 試合・審判委員会
委員長 香田郡秀

【特に試合者に事前に指導する事項】

- 1 試合者はつば(鍔)競り合いを避ける。接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技(発声を含む)を積極的に出す。つば(鍔)競り合いになった瞬間、技が出ない場合にはただちに積極的に分かれる。試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
- 2 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
- 3 試合者は、分かれる場合は主審の「分かれ」の宣告、あるいは試合者双方で分かれる場合にかかわらず、剣先が完全に触れない位置までお互いに分かれる。
- 4 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
- 5 分かれる場合は双方がバラバラに下がる。双方同じ気位で互いの鎧を削るようにして分かれる。
- 6 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突した場合や分かれようと思せかけて打突する行為は反則を適用する。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
7. マスクとシールドの着用
マスクは、口鼻を隠し、正しく装着する。シールドに関しては、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。

以上